

びわ湖芸術文化交流センター (BiWACC) ロゴ制作業務 仕様書

1 業務の名称

びわ湖芸術文化交流センター (BiWACC) ロゴ制作業務

2 目的

公益財団法人びわ湖芸術文化財団（以下、「財団」という。）は、法人本部地域創造部に、「びわ湖芸術文化交流センター Biwako Arts & Communication Center / BiWACC (ビワック)」（以下、「BiWACC」という。）と愛称をつけ、芸術文化に関する発信と対話により県民の理解と参加を促し、創造的で人と人が響き合う、文化力に満ちた滋賀の未来づくりに貢献することをめざし、別紙「びわ湖芸術文化交流センター概要」のとおり事業を展開する計画である。

本仕様書は、この BiWACC の理念を広く共有し、BiWACC のイメージ形成や認知度向上を図るためロゴ制作業務(以下、「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

3 委託期間

契約日から納品日まで

(納品日については財団と協議の上決定する。令和8年1月下旬頃を想定。)

4 予定価格

440,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

(1) BiWACC のロゴマーク案の作成

ア デザイン案を3案以上5案以内で作成し、提示すること。

デザインには、カラー指定、白黒対応版を含む。

イ BiWACC のミッション、ビジョン、役割とコンセプトを踏まえたデザインであること。

※別紙資料を参照すること。

ウ ロゴマークは、図と文字を組み合わせたもの、文字は使用せず、図のみのデザインのいずれでも可とするが、マーク単体使用の展開も踏まえて作成すること。

エ 色数に制限はないが、金色・銀色などの特色やグラデーションは不可とし、白黒での印刷・表示や縮小した際にも識別できるよう考慮すること。

オ さまざまな媒体、用途で使用されることを想定し、汎用性の高い正方形または正円に近い形を基本形とする。

カ さまざまな大きさで使用される場合の視認性を考慮すること。

キ 海外において使用しても各国文化において誤解を招くおそれがないこと。

ク 色の識別が困難な人（色覚障害のある人）にも配慮したデザインであること。

ケ 財団との協議により、必要に応じて修正に対応すること。

(2) BiWACC のロゴタイプ案の作成

ア 文字「びわ湖芸術文化交流センター」と「Biwako Arts & Communication Center」のデザイン案をそれぞれ3案以上5案以内で作成し、提示すること。デザインには、カラー指定、白黒対応版を含む。

イ 色数に制限はないが、金色・銀色などの特色やグラデーションは不可とし、白黒での印刷・表示や縮小した際にも識別できるなど汎用性、視認性を考慮すること。

ウ 財団との協議により、必要に応じて修正に対応すること。

- (3) 最終ロゴデザイン（ロゴマーク、ロゴタイプ）の納品
採用となったロゴデザインのフィニッシュワークを行い、成果品を納品すること。
- (4) 簡易な使用ガイドの提出
さまざまな環境・媒体で使用する際にも統一性ある発信がなされるよう、ロゴの色・サイズ（縦横比）等を指定する簡易な使用ガイドを成果品とともに提出すること。

《想定されるロゴの利用シーン》

○ ウェブ関連

- ・ BiWACC 専用ウェブサイト、または同サイトへのリンクバナー
- ・ SNS 等のアイコン、バナー、画像のウォーターマーク

○ 印刷媒体

- ・ 財団主催事業のチラシ、パンフレット、ポスター、封筒等

6 事業全体に係る留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (2) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 財団は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (5) 作成したロゴマークがすでにほかで使用されているものと同じ、または類似していることが判明した場合には、契約を締結しないこと、または契約を取り消すことがある。

7 著作権の取扱い

(1) 著作権者

作成したロゴマーク及びロゴタイプに係る著作権は、財団に帰属する。

(2) 権利関係の処理

ア 本仕様書により作成された成果物全ての所有権や著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、検査完了をもって全て財団に移転すること。

イ 請負者は財団が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

ウ 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、請負者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

8 納品日

財団と協議のうえ決定する。 ※令和8年1月下旬頃を想定。

9 成果品

(1) 最終ロゴデザイン（以下の形式）

- AI (Adobe Illustrator)
- PNG (透過背景)、JPEG (背景白)、PDF (印刷用)
- カラーパターン (カラー/モノクロ/白抜き)

(2) 簡易な使用ガイド

ロゴデザインの色・サイズ（縦横比）等を指定する簡易な使用ガイド

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、財団と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づつく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。